平成29年第6回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成29年6月22日 (木)

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 平成29年6月22日(木)

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 報告第 7号 農地転用(農業用施設)届出について

日程第 3 議案第32号 事業計画変更承認申請について

日程第 4 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

日程第 8 議案第37号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面

積)について

議席	氏	名	印	議席	氏 名	印	議席	氏 名	印
1	沖田	良次	0	5	田槙憲司	0	9	村上 一夫	0
2	田中	秀之	0	6	上田 隆司	0	1 0	光永 直義	0
3	津田	義則	0	7	冨田伊久夫	0	1 1	水重 克幸	0
4	信川	進吾	0	8	桑原 博	0	1 2	秋國 満	0

事務局 出席 沢田 純子事務局長

森田 修係長

藤城 輝久主査

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間19分

~~~~~~ () ~~~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 ただいまより、平成29年第6回安芸高田市農業委員会総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、12名であります。全員出席であります。 これより平成29年第6回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員の指名は規定により議長において行います。8番 桑原 博委員、10番 光永直義委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第7号 農地転用(農業用施設)届出について、報告をお願いいたします。 事務局。

○事務局 はい、事務局でございます。報告第7号 農地転用(農業用施設)届出について。 受付番号8、平成29年5月31日届出。届出人、安芸高田市向原町●、●。土地の表示、 向原町●、田、893㎡のうち175㎡。転用目的は農業用進入路と農作業場でございます。 施設の概要としましては農業用地進入路が23㎡、農作業場が152㎡で用途区分変更中でございます。第1種農地で4番 信川委員さんの御担当です。これはイグサ栽培を行われるということで、この作業場が欲しいということでございました。

以上でございます。

○村上会長はい、ありがとうございます。

以上で、農地転用(農業用施設)届出についての報告を終わります。

ここで、議長交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~ () ~~~~~~

午後1時32分 休憩

午後1時32分 再開

○職務代理 それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

次に日程第3 議案第32号 事業計画変更承認申請についてを議題とします。初めに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局でございます。議案第32号 事業計画変更承認申請について。

受付番号1、平成29年5月29日申請。申請人、安芸高田市吉田町●、●。土地の表示、 吉田町●、畑、56㎡。変更目的は転用面積の変更で変更前が32㎡でございましたが、変更 後は56㎡でございます。これは農地法4条許可で平成26年12月18日付、指令安高農委 第200号で許可を出しております。これは墓地を建設後、分筆のため測量したところ、面積 に相違があったということでございます。

た。現在は●に利用されています。ということでございます。 以上でございます。

- ○職務代理 それでは、担当委員の調査報告を行います。 受付番号1号、2号について、9番 村上委員さん。
- ○村上委員 はい、9番 村上でございます。受付番号1号、2号について6月12日の午後 1時半から、農地利用最適化推進委員8名、農業委員、私を含めて2名、事務局で現地確認を いたしましたので、その結果を報告いたします。

次に受付番号2号ですが、申請地は \blacksquare の西側、西南側の田2筆、2,392㎡を \blacksquare で496. 8㎡に、 \blacksquare 1,895.2㎡に転用する目的で申請、平成24年8月3日に許可された議案ですが、その後、今回事業計画変更承認申請がなされております。ということで2,392㎡を \blacksquare として利用したいという変更申請でございます。

以上、2議案について報告を終わります。

○職務代理はい、ありがとうございました。

以上で、調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑がないようでございますので、質疑を終了し採決に入ります。

事業計画変更承認申請に賛成の委員は、挙手を願います。

[賛成者举手]

○職務代理 はい、ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第32号 事業計画変更承認申請については、申請どおり承認します。

ここで議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ () ~~~~~~

午後1時38分 休憩午後1時38分 再開

○村上会長 はい、休憩を閉じ会議を開きます。

日程第4 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局でございます。議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について。

受付番号32、平成29年5月9日申請、所有権移転。譲受人、安芸高田市高宮町●、●、 農業、26歳。譲渡人、広島市●、●、無職、85歳。土地の表示、高宮町●、畑、226㎡。 譲受人の耕作面積、17,012㎡、12番 秋國委員さんの御担当で、取得の理由は経営規 模拡大、譲渡価格は●円でございます。

受付番号33、平成29年5月25日申請、所有権移転。譲受人、安芸高田市高宮町●、●、農業、81歳。譲渡人、神奈川県逗子市●、●、農業、77歳。土地の表示、高宮町●、田、87㎡。同じく●、田、518㎡。同じく●、田、1,225㎡。同じく●、畑、154㎡。同じく●、畑、302㎡。田の合計1,830㎡、畑の合計456㎡、合計2,286㎡。譲受人の耕作面積2,809㎡。2番 田中委員さんの御担当で取得の理由は経営規模拡大、譲渡価格は●円でございます。

いずれの案件についても、別添農地法第3条の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各 号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えております。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号32号について、12番 秋國委員、お願いいたします。

○秋國委員 12番 秋國です。受付番号32号について、6月13日に事務局2名と、農業 委員2名、推進委員2名で現地を確認いたしましたので、その結果を御報告いたします。

譲渡人は現在、広島市に住んでおられ、また高齢でもあり、通って耕作することが困難で今回、譲受人がこの申請地を購入することになりました。周囲への影響など全くないことからやむを得ないものと思います。

以上で報告を終わります。

- ○村上会長 はい、ありがとうございました。
  - 続きまして受付番号33号について、2番 田中委員、お願いいたします。
- ○田中委員 2番 田中でございます。

去る6月13日の午後、推進委員2名、農業委員2名、事務局2名、合計6名で現地調査を いたしました。この調査について報告を申し上げます。

まず現地は、地図をごらんいただきたいと思いますが、●地区に当たりますが、ちょうど●橋という橋があるのですが、ちょうどこの地図の上右側、中ほどにありますが、●橋ですね。そのたもとを川に沿って入ったところでございます。①から⑤までの5筆でございます。内訳は水田が3筆、畑が2筆と、合計の2,286㎡、こういうふうになってございます。

現地の調査結果でございますけども、譲渡人御本人は神奈川県に在住でございまして、到底 通勤でのつくりといいますか、耕作できる状態ではないということでございます。したがって ●氏がこれを譲り受けて耕作していく、こういうことでございます。現地は水田、畑ともに管 理されておりまして、水田は田植えがされておりました。現況どおり水田、畑で耕作されるということでございましたので、特段の問題は発生しないと確認いたしました。報告を終わります。

○村上会長はい、ありがとうございました。

以上で、調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は 挙手をお願いいたします。

#### [賛成者举手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。よって、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。 次に、日程第5 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といた します。なお職務代理の報告案件ありますので、このまま議長を交代せず進めさせていただき ます。

初めに、事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 事務局でございます。議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について。 受付番号10、平成29年5月22日申請。申請人、安芸高田市吉田町●、●、農業。土地 の表示、吉田町●、畑、10㎡。転用目的、宅地。施設の概要としましては庭敷きでございま す。農振除外済みで第2種農地、9番 村上委員さんの御担当で、これには始末書が添付され ております。

受付番号11、平成29年5月25日申請。申請人、安芸高田市高宮町●、●、農業。土地の表示、高宮町●、田、135㎡。転用目的、宅地。施設の概要は農業用倉庫1棟55㎡、農振除外見込みで第1種農地、12番 秋國委員さんの御担当で、この案件も始末書が添付されております。

受付番号12、平成29年5月25日申請。申請人、安芸高田市甲田町●、●、自営業。土地の表示、甲田町●、畑、91㎡。同じく●、田、258㎡。同じく●、畑、184㎡。合計533㎡。転用目的は駐車場。施設の概要は駐車場8区画、農振除外見込みで、第2種農地、1番 沖田委員さんの御担当で、この案件も始末書が添付されております。

受付番号13、平成29年5月26日申請。申請人、安芸高田市吉田町●、●、農業、同じく●、農業。土地の表示、吉田町●、畑、69㎡。転用目的、宅地。施設の概要は庭敷き及び進入路でございます。農振除外見込みで第1種農地、9番 村上委員さんの御担当でこの案件も始末書が添付されております。

受付番号14、平成29年5月26日申請。申請人、安芸高田市吉田町●、●、農業。土地

の表示、吉田町●、畑、138㎡。同じく●、畑、33㎡。合計171㎡。転用目的は宅地、 施設の概要は車庫及び物置場でございます。農振除外見込みで第2種農地、9番 村上委員さ んの御担当でこの案件も始末書が添付されております。

受付番号15、平成29年5月26日申請。申請人、広島市●、●、会社員。土地の表示、 美土里町●、畑、135㎡のうち62㎡。転用目的、墓地、施設の概要は墓石等5基でござい ます。農振除外見込みで第2種農地、8番 桑原委員さんの御担当で、これには資金証明書が 添付されております。

受付番号16、平成29年5月29日申請。申請人、安芸高田市吉田町●、●、無職。土地の表示、吉田町●、田、68㎡。転用目的、宅地、施設の概要は庭敷きでございます。農振除外見込みで第2種農地、9番 村上委員さんの御担当でこの案件には始末書が添付されております。

受付番号17、平成29年5月30日申請。申請人、安芸高田市吉田町●、●、農業。土地の表示、吉田町●、田、286㎡。転用目的は農業用倉庫及び車庫で、倉庫1棟54㎡でございます。農振除外見込みで第2種農地、9番 村上委員さんの御担当で、資金証明書が添付されております。

受付番号18、平成29年5月30日申請。申請人、安芸高田市八千代町●、●、農業。土地の表示、八千代町●、畑、189㎡。転用目的、宅地、施設の概要は庭敷きでございます。 農振除外見込みで第1農地、6番 上田委員さんの御担当で、この案件も始末書が添付されております。

受付番号19、平成29年5月30日申請。申請人、安芸高田市八千代町●、●、農業。土地の表示、八千代町●、畑、18㎡。同じく●、田、129㎡。八千代町●、畑、23㎡。同じく●、畑、81㎡。田の合計129㎡、畑の合計122㎡、合計251㎡。転用目的、宅地、施設の概要は●と●が農業用倉庫及び車庫で、●と●が居宅でございます。農振につきましては●、●が農振除外見込みで、●、●は農振除外地でございます。いずれも第2種農地で、7番 冨田委員さんの御担当で、この案件も始末書が添付されております。

受付番号20、平成29年5月31日申請。申請人、安芸高田市向原町●、●、農業。土地の表示、向原町●、●、畑、131㎡。同じく●、畑、198㎡。合計329㎡。転用目的、宅地、施設の概要は庭敷き及び居宅でございます。農振除外見込みで第2種農地、4番 信川委員さんの御担当で、この案件も始末書が添付されております。

受付番号21、平成29年5月31日申請。申請人、安芸高田市向原町●、●、無職。土地の表示、向原町●、畑、151㎡。転用目的、墓地、施設の概要は墓石等4基と駐車場3区画でございます。農振除外見込みで第1種農地、4番 信川委員さんの御担当で、この案件には資金証明書が添付されております。

以上、いずれの案件も農地区分及びその判断理由等の詳細につきましては、別添の農地転用

許可申請に係る調査書のとおりでございます。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告をお願いいた します。

受付番号10号、13号、14号、16号、17号について、9番 村上が報告いたします。 〇村上委員 9番 村上でございます。受付番号10号、13号、14号、16号、17号に ついて、6月17日、午後1時30分から農地利用最適化推進委員8名と、農業委員2名、事 務局で現地確認をいたしましたので、その結果を報告いたします。

まず受付番号10号ですが、場所は申請人の自宅と道路を挟んで東に位置する申請人の持ち家で、その玄関より南に接続し、道路と家の間に挟まれた細長い申請地であります。別図34-10の斜線部分であります。家への出入口なり庭敷きとして利用したいとのことでございますが、申請どおり利用されるのがよいかと判断いたしました。これも始末書が添付されております。

次に受付番号13号ですが、場所は申請人の自宅の北側で農道と自宅に挟まれた細長い畑で69㎡であります。別図33-13をごらんください。細長い土地で基盤整備がされ残地となった部分でございますが、今回判明し、農地として利用できるだけの面積がなく、条件が悪く申請どおり利用されることがよいかと判断いたしました。なお、一部宅地となった部分もありましたので、始末書を添付していただいております。なお、申請人2人は夫婦であります。

次に受付番号14号でございますが、場所は申請人の自宅の西隣に隣接した農道と山林に挟まれた畑2筆、171㎡を車庫なり物置として利用するということで申請しておられます。別図34-14をごらんください。この案件も既に車庫なり物置が、何年か前になりますが、建てられたのはちょっとわからないということでございます。既にできておりましたので始末書も添付され、まことに申しわけないとおっしゃっていました。なお、これも墓地申請に付随して判明した案件で、正規に申請され現状どおりにされるのがよいと判断いたしました。

次に受付番号16号でございますが、場所は申請人の自宅と納屋の南に隣接した田、68㎡でございます。別図34-16をごらんください。一部は市の防火水槽を設置したときの残地で、一部は自宅新築時に庭敷きを整備したときの申請漏れでございますが、現在は進入路なり庭敷として利用なさっています。これは農地中間管理機構へ移管するに当たり、発覚したものと思われます。無断転用となるため現状と合わせるための申請であり、仕方がないと判断いたしました。始末書を添付していただいております。なお申請人と申請地の住所が違うんでありますが、申請人はただいま施設に入っておられて、その住所で申請しておられます。しかし、自宅は申請地でございます。

次に受付番号17号でございますが、場所は申請人の自宅の北側に隣接した田、286㎡で ございます。ここには以前農業用施設届が出された場所でございますが、別図34-17をご らんください。この申請地を農機具倉庫なり駐車場として利用したいとのことですが、息子さん夫婦も最近同居され駐車場も狭いことからの申請でございます。周囲は申請人の耕作なさっている農地ばかりで、他の農地への影響はないだろうと思います。

以上で報告を終わります。なお、いずれの案件も詳細は別添調査書のとおりであります。

- ○村上会長 続きまして受付番号11号について、12番 秋國委員、お願いいたします。
- ○秋國委員 12番 秋國です。受付番号11号について6月13日、事務局2名と、農業委員2名、推進委員2名で現地を確認いたしましたので、その結果を報告いたします。

この案件は先月の総会で申請が出されておりましたが、転用手続がされてないことが、お父さんが昨年亡くなられておりますが、わかりまして、今回この申請に至ったものです。既に倉庫は何年か前に、お父さんが建てておられるんですが、建っております。34号について、あれをちょっと見てください。申請地は三角形の土地で、前は生活道で後ろは田んぼです。左隣が宅地となっています。後ろの田も申請人の田んぼでありまして、他の農地への悪影響は全くないことなどからやむを得ないものと思います。

以上で報告を終わります。

○村上会長はい、ありがとうございました。

続きまして受付番号12号について、1番 沖田委員、お願いいたします。

○沖田委員 1番 沖田です。受付番号12号について報告いたします。6月15日、農業委員2名、推進委員2名、それから事務局2名で現地の確認を行いました。

場所は甲田町●、●というのがあるんですが、その近辺になります。●さんは●業と、それから●業をしておられて、トラックを置くところとか、従業員の車を置くところが必要であるということで、既にこれは駐車場になっておりますので、農業上の問題はございません。したがって、やむを得ないと判断いたしました。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。 続きまして受付番号15号について、8番 桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員 8番 桑原でございます。受付番号15号について現地調査報告を行います。去る6月15日に私、推進委員2名、農業委員で現地調査を行いました。

農振除外で説明したとおりでございますが、地図を見ていただいたら、周りに農地がございますが、その申請地のすぐそばを道路が通っておりますが、この道から全部フェンスで囲われた土地の下が申請人の土地、そこから上が耕作放棄地というふうな形で、畑が多いようでございますが草ぼうぼうでございます。そんな中で、この申請地に申請人が母親の墓をおろしたい。現在の墓はかなり高いところにありますので、急傾斜を上らねばならんということで、早く移設したいということでございます。周囲の農地へ特に影響を与えることはないと思いますし、この奥に1軒、家がございますが現在空き家状態で、その関係で周囲の管理がされていない状

況でございます。以上の点から、この申請については妥当であると判断いたしました。 ○村上会長 はい、ありがとうございます。

続きまして受付番号18号について、6番 上田委員、お願いいたします。

○上田委員 6番 上田でございます。受付番号18号について、報告をいたします。

6月12日に農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認を行いましたので、その 結果を報告いたします。

場所は八千代町●、●を挟んだ向かい側の山際です。先月、農用地域からの除外申請で報告いたしましたが、面積は189㎡で地目は畑です。約3年前に家の建てかえの際、家の前を車の駐車場スペースと庭確保のために埋め立てたとのことでございます。始末書も出ております。周辺農地への支障も生じておりませんのでやむを得ないことと見ております。図面を見ていただきますと、34の地図を見てください。この居宅と書いてある欄で●、田んぼのようですが、この家は申請地の裏側にあるんですね、この家が、わかりますかね、地区外と書いてありますね。そこにあります。それで、右側に市道がついておりまして入り口が、この申請地の裏部分で入り口に納屋があります。この申請地でないところが現在、納屋になっておる状況でございますので、家はこの申請地に建っております。

- ○事務局 こちらです、居宅は。こちらが居宅で、これは田んぼで、こっちが居宅です。
- ○上田委員 そういう状況で、車が入りませんのでこれはやむを得ないと判断いたしました。
- ○村上会長 以上ですか。続きまして受付番号19号について、7番 冨田委員、お願いいた します。

○冨田委員 7番 冨田です。受付番号19番、6月12日に農業委員2名、推進委員3名、 事務局2名で現地を確認しました。

申請人は八千代町●さんで、別紙37-19で国道54号線から東に300mの場所で、農道に面しています。地番●と●は先月、農振除外の申請を出され今回、地番●と●の畑2筆を合せて転用を申請されました。農業用倉庫と車庫及び建て増しの居宅を既に20年前に建てられ、周辺の営農条件に支障を及ぼすことなく今日に至っております。事後申請となりましたが、やむを得ないものと思います。始末書も添付されています。以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございます。続きまして受付番号20号、21号について、4 番 信川委員、お願いいたします。

○信川委員 4番 信川です。受付番号20号について調査報告をいたします。場所は向原町 ●でございます。6月13日火曜日、事務局2名、農業委員2名、推進委員4名で現場確認を いたしました。申請人が●の相続手続中、農地であることを知り当申請に至ったものでありま す。現在当地は、時期は不明ですが庭敷きの一部として使用されております。また、このこと により周辺農地、水路等に支障がないことを確認いたしております。

続きまして受付番号21号について、調査報告をいたします。6月13日火曜日、事務局2

名、農業委員2名、推進委員4名にて現地を確認いたしました。場所は向原町●でございます。 申請人は現在の墓地が山中にあり参ることが危険となり、家の近くに移転し墓地と駐車場をつ くるための申請でございます。現在、申請地は作付されておらず、他の農地への支障はないも のと思っております。詳細は別紙の報告書のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

○村上会長はい、ありがとうございました。

以上で、調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに 賛成の委員は挙手をお願いいたします。

## [賛成者挙手]

〇村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手。 賛成であります。よって、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請については、受付番号10号、12号、14号、15号、16号、17号、19号、20号は申請どおり許可妥当と決しました。

受付番号11号、13号、18号、21号は、第1種農地でありますので、許可妥当と処理 し、広島県農業会議常設審議委員会へ諮問することに決しました。

ここで、議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ () ~~~~~~

午後2時10分 休憩午後2時10分 再開

○職務代理 はい、休憩を閉じ会議を開きます。

日程第6 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。初めに、事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

○事務局 はい、事務局でございます。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について。

受付番号33、平成29年5月10日申請、所有権移転。譲受人、安芸高田市吉田町●、●、会社員。譲渡人、安芸高田市吉田町●、●、農業。土地の表示、吉田町●、田、204㎡。転用目的、倉庫及び駐車場、施設の概要は倉庫1棟10.5㎡及び駐車場4区画でございます。農振除外地で第3種農地、11番 水重委員さんの担当で、資金証明書がついております。譲渡価格は●円でございます。

受付番号34、平成29年5月19日申請、所有権移転。譲受人、広島市●、●、会社員。 譲渡人、安芸高田市八千代町●、●、会社員。土地の表示、八千代町●、田、429㎡。転用 目的、一般住宅、施設の概要は住宅1棟90㎡で農振除外地、第2種農地で6番 上田委員さ んの御担当でございます。資金証明書が添付されており、親子間につき無償の譲渡でございます。

受付番号35、平成29年5月25日、所有権移転。譲受人、広島市●、●、無職。譲渡人、安芸高田市高宮町●、●、農業。土地の表示、高宮町●、田、11㎡。転用目的、宅地、施設の概要は庭敷きでございます。農振除外見込みで第2種農地、12番 秋國委員さんの御担当でこれには始末書が添付されております。これも無償での譲渡でございます。

受付番号36、平成29年5月30日申請、所有権移転。譲受人、安芸高田市吉田町●、●、 ●。譲渡人、安芸高田市吉田町●、●、農業。土地の表示、吉田町●、田、503㎡。転用目 的、駐車場、施設の概要は会社駐車場12区画でございます。農振除外見込みで第2種農地、 9番 村上委員さんの御担当で、この案件も資金証明書が添付されております。譲渡価格は● 円でございます。

受付番号37、平成29年5月31日申請、所有権移転。譲受人、三次市●、●、会社員。 譲渡人、安芸高田市吉田町●、●、農業。土地の表示、吉田町●、田、366㎡。転用目的、 宅地、施設の概要は一般住宅1棟59.62㎡、農振除外見込みで第2種農地、11番 水重 委員さんの御担当で、これも資金証明書が添付されております。これも親子間の無償譲渡でご ざいます。

受付番号38、平成29年5月31日申請、所有権移転。譲受人、安芸高田市吉田町●、●、会社員。譲渡人、安芸高田市吉田町●、●、会社役員。土地の表示、吉田町●、田、30㎡。転用目的、駐車場、施設の概要は駐車場7区画、これは他の併用地で358㎡を含んでおります。農振除外見込みで第2種農地、9番 村上委員さんの御担当で、資金証明書を添付されております。譲渡価格は●円でございます。

受付番号39、平成29年5月31日申請、所有権移転。譲受人、広島市●、●、会社員。 譲渡人、三次市●、●、●。土地の表示、甲田町●、田、144㎡。転用目的、太陽光発 電、施設の概要は太陽光パネル48枚でございます。農振除外済みで第2種農地、1番 沖田 委員さんの御担当で、これも資金証明書が添付されております。譲渡価格は●円でございます。 受付番号40、平成29年5月31日申請、所有権移転。譲受人、広島市●、●、●、●。 譲渡人、三次市●、●、●、●。土地の表示、甲田町●、田、290㎡。転用目的、太陽光発 電、施設の概要、太陽光パネル72枚、農振除外済みで第2種農地、1番 沖田委員さんの御 担当で、この案件も資金証明書が添付されております。譲渡価格は●円でございます。

受付番号41、平成29年5月31日申請、所有権移転。譲受人、広島市●、●、●、●。 譲渡人、三次市●、●、●、●。土地の表示、甲田町●、田、609㎡。転用目的、太陽光発 電、施設の概要は太陽光パネル224枚でございます。農振除外済みで第2種農地、1番 沖 田委員さんの御担当で、この案件も資金証明書が添付されております。譲渡価格は●円でござ います。 受付番号42、平成29年5月31日申請、所有権移転。譲受人、広島市●、●、会社員。 同じく広島市●、●、●、●。同じく広島市●、●、●。譲渡人、三次市●、●、●、●。 土地の表示、甲田町●、田、2.41㎡、同じく●、田、0.34㎡、同じく●、田、136 ㎡、合計138.75㎡、転用目的、進入路、施設の概要は太陽光発電施設への進入路等でご ざいます。農振除外済みで第2種農地、1番 沖田委員さんの御担当で、資金証明書が添付さ れておりますけれども、譲渡価格は39から41の中に含まれておるということでございます。 以上、いずれの案件も農地区分及びその判断理由等の詳細につきましては、別添の農地転用 許可申請に係る調査書のとおりでございます。

事務局からは以上でございます。

- ○職務代理 はい、それでは続いて担当委員の調査報告を願います。 受付番号33号、37号について、11番 水重委員さん、お願いします。
- ○水重委員 11番 水重です。受付番号33号及び37号について、報告いたします。6月 16日、農業委員2名、推進委員8名、事務局2名で現地を確認しました。

図面は35-33をごらんいただきたいと思います。33号は●と市道を挟んで向かい側の 土地でございます。譲受人は、自宅に隣接した申請地を倉庫及び駐車場として利用するためこ の申請に至っております。土地図面に示されたとおり、周囲は市道及び宅地であり、他の農地 はなく周辺の営農条件に支障が生じることはないことを確認いたしております。また、ここは 都市計画区域内の第1種住居地域で、用途指定区域内でございます。

続いて、37号です。前回、農振除外で審議いただいた案件です。譲渡人と申請人は親子関係にあり、今回譲受人が申請地を譲り受け、住宅を新築するものです。申請地は、吉田町より八千代町に抜ける市道の近くに位置しております。申請地は市道、宅地に囲まれており、他の農地に影響はなく、周辺の営農条件に支障がないことを確認いたしております。

以上で報告を終わります。

- ○職務代理 はい、ありがとうございました。 受付番号34号について、6番 上田委員。
- ○上田委員 6番 上田でございます。

受付番号34号について報告します。6月12日に農業委員2名、推進委員3名、事務局2 名で現地確認を行いましたので、その結果を報告します。

案件は、子供が親のところに帰り、家を建てたいとのことでございます。譲渡人のお子さんが女の子ばかり2人で、譲受人の●さんは長女で、現在は●に住んでいますが、後継者になるため家族と帰郷し、住居を新築するとのことで申請に至ったものです。場所は八千代町●で●の下で●広場があるところで、地目は田の429㎡で、現況ではそこに柿や梅が植えてあります。図面をちょっと見ていただきますと、35-34ですが、申請地でありますが、この地番がないところは●川の河川敷でございまして、反対側に川があって、向かい側になります。申

請地の右側、●は申請人のおじさんの家があります。それで申請地の裏側が、土手になっておりその上に道があるんですが、それと申請地の前は市道でございますので、●は畑になっております。実家は●と●の向かい側ですね。ちょうど挟んだ反対側にあります。そういうことで、他の農地には別段影響はないので、後継者になることは大変よいことかと思います。

以上でございます。

- ○職務代理 はい、ありがとうございます。 続いて受付番号35号について、12番 秋國委員。
- ○秋國委員 12番 秋國です。受付番号35号について農業委員2名、事務局2名、推進委員2名で現地を確認いたしましたので、その結果を御報告いたします。

この申請は先月、農振除外のときに報告させてもらったんですが、地図、35-35をちょっとごらんください。

小さい申請地があるんですが、下の居宅ですか、そこは譲受人が●をやっておられまして、 その事務所があります。その裏に庭敷きと書いてあるんですけど多分、圃場整備をしたときに 残った土地じゃないかと思います、11㎡ということで。他の農地への悪影響などは全くない ことからやむを得ないものと思います。

以上で報告を終わります。

- ○職務代理 それでは受付番号36号、38号について、9番 村上委員。
- ○村上委員 9番 村上です。受付番号36、38号について、6月12日の午後1時30分から農地利用最適化推進委員8名と農業委員2名、事務局で現地確認をいたしましたので、その結果報告をいたします。

まず受付番号36号ですが、申請地は譲渡人の自宅から南にある、200mぐらいに位置し、

●、●の工場や●の●のところであり、また譲受人の工場用地に挟まれた田であります。別図 35-36をごらんください。現在は休耕地であり、周囲に隣接農地はなく、他の農地へ影響はないかと思います。譲受人が譲り受け駐車場として利用したいとのことでございますが、仕方がないことかと判断いたしました。なお水路は、申請地の周囲にありますが、これはそのまま残すとのことでございます。

次に受付番号38号ですが、別図35-38をごらんください。斜線部分であります。譲受人は●をしておりますが、●が駐車場として利用したく、今回30㎡を転用申請されたもので、前回許可した案件の隣地であります。35-38を見てもらえばわかると思いますが、●部分で分筆されているものを今回、駐車場として利用するために申請された案件でございます。近隣や隣接にも話をし、理解いただいているということでやむを得ないかと思います。なお、詳細についてはいずれも調査書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて受付番号39号、40号、41号、42号について、1番 沖田委員、お願いします。 〇沖田委員 1番 沖田です。受付番号39、40、41、42について、報告いたします。 6月15日に農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地調査を行いました。

この物件は、おととし●されまして、それが●のところでとまっておりました案件であります。

まず39号ですけれども、購入者は●さんという方であります。地図で見ていただきますと35-39、●がこの土地になります。下に太陽光の設置図面があります。その設置図面の右側、右側が農地を太陽光発電にするところです。左側は既に雑種地となっておりまして、そこへまた太陽光発電が設置されるということです。●さんが購入されるのはこの●ということになります。近隣に民家が5軒ほどございまして、その5軒へ一応業者から確認をとっていただいておると、承諾をいただいたという話を聞いております。あと農業のほうでは全く問題がないということで、ちょっと場所を言い忘れましたが、甲田町●の●川と●川が合流した地域になります。そこへ、雑種地とそれから農地へ太陽光発電をするということであります。これが39であります。

それから次に40は、購入者が●というところになります。地図で見ていただきますと先ほどの土地の地図で言えば上側のところ●、内容は先ほどと同じになります。

それで、次に41号ですが、これは今度、購入者が●さんというところになります。地図で見ていただきますと35-41ですね、ちょっと先ほど言い間違いました、どこだったかな、今の41がこの●です。先ほど40、言い間違いました。●いうことです。これも同様の太陽光発電用の土地となります。

それから次に、受付番号42号ですが、この位置図を見ていただきますと、最後になるんですけども、●と●と●、3つほどございますので、これは3社が進入路を共同で購入して太陽光発電のところへ行くようなことになっております。ということで先ほど言いましたように、ここは草が茂っておりましたが、これがきれいになるということでやむを得ないと思います。

- ●は見えないと思うんですけど、細いのが小さいのがありまして、申請地。
- ○委員 ●と●の間の細いやつ。
- ○沖田委員 そうです。
- ○委員 片仮名のイって書いてある。
- ○事務局 0.3㎡しかないので、図面に起こしても知れている。
- ○沖田委員 片仮名で。左下へ、四角の左下へ、片仮名でイと書いてあるところがこれになる そうです。いうことで、やむを得ないと判断してまいりました。

以上でございます。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

以上で調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見はございますか。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり賛成の委員は挙 手願います。

[賛成者举手]

○職務代理 はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

ここで、議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ () ~~~~~~

午後2時34分 休憩午後2時34分 再開

○村上会長 はい、休憩を閉じ会議を開きます。

日程第7 議案第36号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。初めに 事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

○事務局 事務局です。議案第36号 農用地利用集積計画の決定について。

農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、平成29年6月14日付で安芸高田市長より別添のとおり照会がありましたので意見を求めます。

とございまして、1枚めくっていただきまして、右側、農地利用集積計画結果、こちらの集 計表の読み上げにより事務局からの説明にかえさせていただきたいと思います。

まず設定期間1年の部、新規設定、田が1件、1筆、1,101㎡。3年の部、新規設定、田が2件、4筆、3,427㎡、畑が1件、1筆、150㎡。5年の部、再設定、田が2件、2筆、6,088㎡、新規設定、田が2件、2筆、3,297㎡。6年の部、新規設定、田が2件、2準、2,732㎡。10年の部、新規設定、田が3件、5筆、14,474㎡。11年の部、新規設定、田が2件、7筆、8,610㎡。再設定、新規設定を合わせた合計が田が15件、29筆、50,006㎡、畑が1件、1筆、150㎡。総計16件、30筆、50,156㎡の農用地利用集積計画について、御審議いただくところでございます。

なお、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもの と考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

以上で、事務局の要点説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見はありませんか。ありませんか。

質疑がないようでございますので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について、本案は申請どおり認定することとし、 妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

### [賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第36号 農 用地利用集積計画の決定については、申請のとおり決定することとし、妥当意見を付し、市長 に回答することに決しました。

次に、日程第8 議案第37号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積)についての議題ということでありますが、ただいま●さんが傍聴に来られましたので許可いたします。

日程第8 議案第37号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積) についてを議題といたします。事務局より提案の要点説明をお願いいたします。

- ○事務局 事務局です。議案第37号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積 (下限面積)について、別段の面積の設定について次のとおり提案する。
- 1、農地法施行規則第17条第1項の適用については、現行では旧吉田町30アール、八千 代町40アールのみであったが、農地法施行規則第17条第2項の適用により、安芸高田市全 域を10アールに変更する。

ございまして、お手元に資料等をつけておりますが、安芸高田市の下限面積は合併以前から吉田町の旧吉田町30アール、八千代町40アールの別段の面積を設定し、他の地域は原則どおり50アールとしています。今回、農地法施行規則第17条第2項の適用により全市の下限面積を10アールにするという提案の主な理由は、2010年農林業センサス、2015年農林業センサスのデータを比較し、安芸高田市の農家数が5年間で4,032戸から3,319戸まで713戸も減少したこと、またセンサスの耕作放棄地が324へクタールから438へクタールと114へクタール増え、農業委員会が毎年調査する農地利用状況調査でも荒廃農地、(再生困難な農地)が増えていることからです。小面積での農地利用者が増えると農地の虫食い的な利用が心配されますが、平成26年度から始まった農地中間管理機構等を利用し、平成29年3月末時点で担い手へ約1,160へクタールが集約されていることもあり、懸念する必要はないのではと考えます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○村上会長 以上で、事務局の要点説明を終わります。

ただいま事務局から御説明がありましたように、人口の減少であったり、耕作放棄地の増加であったり、あるいは荒廃農地についても増加しております。このようなことで市内の空き家も増加している中、安芸高田市に住んでいただけるように、少しでも障害をなくしていくことが大切かと思われますし、新規就農者の促進につながる等、その辺の一助になればと御提案い

たしました。なお担い手さんが一団として耕作なさっている部分については、農地利用最適化 推進委員さんにもお願いして、担い手の意向を重視してもらうことも大切ではないかと考えて おります。

では、質疑及び意見に入ります。質疑や意見がありましたらどしどし話していただければと 思います。よろしくお願いいたします。

何なりとありませんか。先月もある程度はこの総会で煮詰めてもらった件ではありますが、 何なりと申していただければと思いますが。

津田委員。

○津田委員 賛成意見ですがね、私は美土里町本郷ですが、何とかこの下限面積を少なくしてくれんかというのは、もう私が農業委員になったころから強い要望がありました。それをやめてくれという意見というか要望というか、僕自身は聞いたことがないんです。虫食いになるから要らんことをするなとかね、いうようなことは、私たちの地域では聞いたことがない。私たちのほうでどうにかして一生懸命にやっておられる方の話を聞くと、もう限界が来ていると、これ以上ふやすことは難しいから、それが10アールになっても関係ないよというような意見を持っておられました。聞いてみたらね。議会なんかとお話をしてみても何とかしてほしいという強い、一部の議員さんの意見かもわかりませんけども、議会筋もかなり強い要望を持っておられますよね。そのようなことを総合的に判断してみたときに、これはいい結論ではなかろうかと、僕はちょっと思ったりします。

以上です。

○村上会長はい、ありがとうございました。

ほかに、皆さんありません。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ってもよろしゅうございますか。

では、採決に入ります。農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積)について、安芸高田市全域を10アールに設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

# 〔賛成者挙手〕

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員賛成であります。ありがとうございました。 賛成多数によって、議案第37号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積)については、原案のとおり設定することと決しました。

以上で本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これをもって平成29年第 6回安芸高田市農業委員会総会を閉会します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

午後2時49分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会長

8番委員

10番委員